

海外投資家への課税が一部緩和へ 投資ファンド税制のポイント

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
シニアマネージャー 税理士

服部 孝一

はじめに

Contents

1. 投資ファンドの海外投資家に係るPE認定の緩和
2. 投資ファンドの海外投資家に係る事業譲渡類似株式のファンド合算規定の緩和

海外投資家が組合を通じて日本に投資を行う場合の日本における恒久的施設の判定及び株式譲渡益課税については、原則として当該組合の共同事業性に着目し、一定の場合には日本で課税が行われることとなっている。しかしながら、平成21年度税制改正において、投資事業有限責任組合の有限責任組合員については投資組合事業への共同事業性が希薄であることから、日本での課税が一部緩和されることになった。

1. 投資ファンドの海外投資家に係るPE認定の緩和

平成17年の税制改正以降、投資事業有限責任組合その他の民法組合契約等(パートナーシップ契約等の外国におけるこれに類する契約を含む。以下「ファンド又は投資組合」という。)の無限責任組合員(以下、「GP」という。)が日本で投資事業を行っている場合には、GPが行う投資事業は組合員が共同で行う事業であると考えられることから、当該ファンドに投資をする外国組合員について、日本に拠点(例:支店等)がない場合であっても、日本に恒久的施設(以下、「PE」という。)を有するものと考えられている。この場合、外国組合員は日本で法人税(又は所得税)の申告納稅が必要とされ、またファンドが外国組合員に対し利益の分配を行う際には、原則として20%の源泉徴収が行われる。(図表1)

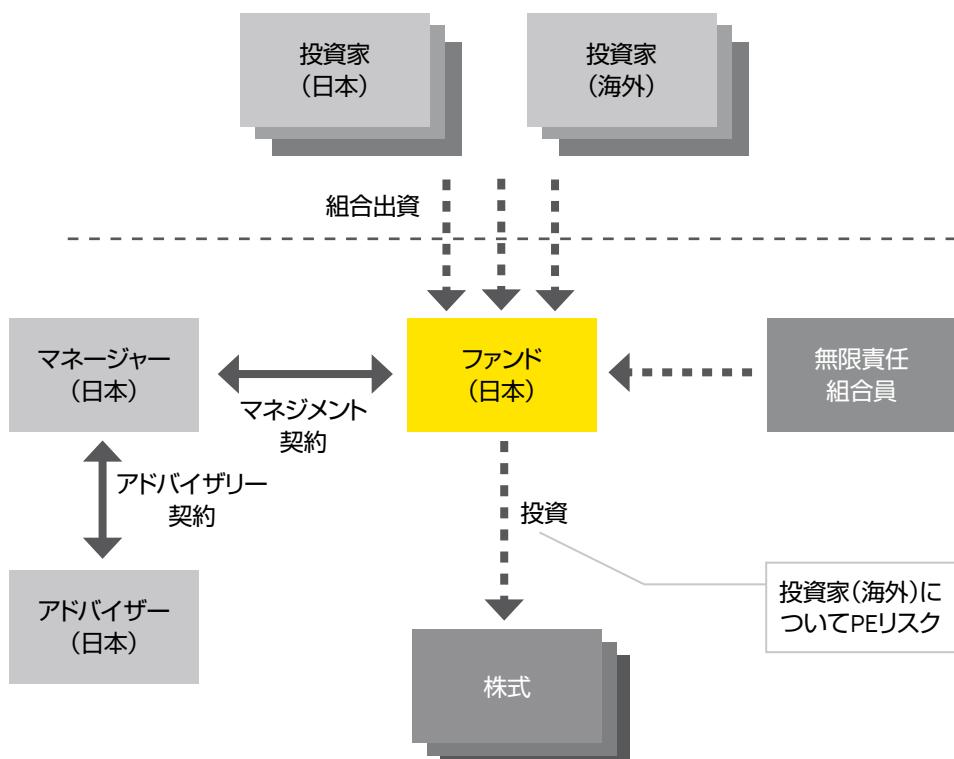
そのため、海外投資家がファンド経由で日本企業に投資する場合には、GPを含めてファンド全体を国外で組成し、日本でのPE認定リスクを軽減する方法が一般的となっていた。

平成21年度税制改正により、日本で投資事業を行うファンドに投資する以下の全ての要件を満たす海外投資家(以下、「特定外国組合員」という。)は、特例適用申告書その他一定の書類の提出を要件として日本にPEを有しないものとされることとなった。これにより、特定外国組合員が受ける利益の分配に対する20%の源泉徴収の必要はなくなり、当該利益にかかる申告納稅も不要となる(但し、PEを有しないこととされる組合員でも、後述の事業譲渡類似株式等の譲渡益等、一定の所得については日本で課税される場合があることに留意が必要である。)。

- ① 有限責任組合員であること
- ② 投資組合の業務を執行しないこと
- ③ 投資組合の組合財産に対する持分の割合が25%未満であること
- ④ 無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと
- ⑤ 国内に投資組合事業以外の事業に係るPEを有しないこと

この改正は、平成21年4月1日以後の海外投資家のPEの有無の判定について適用される。

(図表1) PEリスクがあるとされるストラクチャー(現行の規定)



2. 投資ファンドの海外投資家に係る事業譲渡類似株式のファンド合算規定の緩和

日本にPEを有しない海外投資家が日本企業の株式を譲渡した場合、原則として譲渡益は非課税とされるが、一定期間内に日本企業の株式の25%以上を所有し、その株式を年間5%以上譲渡した場合には、その株式譲渡益について課税され、日本で申告義務を負うこととなる（「事業譲渡類似株式等の譲渡益課税」）。

海外投資家に係る「25%所有、5%譲渡」の判定は、その海外投資家の関連者の所有数または譲渡数を含めて判定されるが、平成17年の税制改正以降、海外投資家が組合経由で日本企業に投資する場合は、その関連者の範囲に当該組合に投資をしている他の組合員が含まれることとなった。その結果、組合形態による投資の場合、25%/5%の判定は組合単位で行われることとなった。組合単位で25%/5%基準を満たした場合には、当該組合に投資する海外投資家はその株式譲渡益について課税され、日本で法人税（又は所得税）の申告納税が必要とされている。

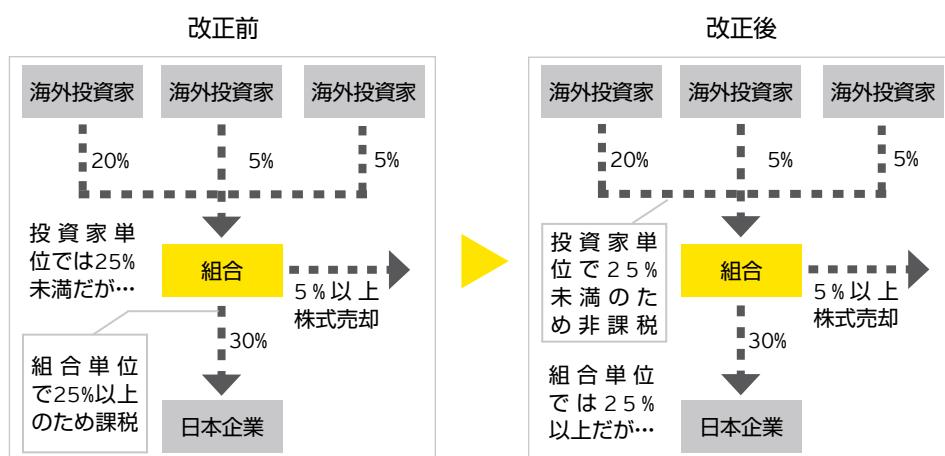
平成21年度税制改正により、日本にPEを有しない海外投資家が組合を通じて行う以下の要件を満たす株式の譲渡については、「25%/5%株式」の判定は、現行の組合単位から投資家単位で行われることとなった。（図表2）

これにより、投資家単位で25%/5%基準に該当しない場合かつ一定の書類の提出があった場合には、海外投資家の株式（不動産関連法人の株式を除く）の譲渡益は原則として非課税とされ、当該譲渡益にかかる申告納税も不要となる。

- ① 株式の保有期間が1年以上の株式の譲渡であること
- ② 一定の破綻金融機関株式の譲渡ではないこと
- ③ 「特定外国組合員」が投資組合を通じて行う株式の譲渡であること
- ④ 特定外国組合員に該当しない外国組合員が投資組合を通じて行う株式の譲渡である場合には、以下の要件を満たすこと
 - ▶ 外国組合員が国内にPEを有しないこと
 - ▶ 外国組合員が有限責任組合員であり、投資組合業務を執行しないこと
 - ▶ 外国組合員ごとに計算した株式保有割合が25%未満であること

この改正は、平成21年4月1日以後に行われる株式の譲渡について適用される。

（図表2）「25%/5%株式」の判定の改正



Contact

トランザクション タックス部

服部 孝一 シニアマネージャー 03-3506-2775 koichi.hattori@jp.ey.com

近年、日本では組織再編やM&Aの分野において大きな税制改正が行われ、トランザクションの実行において税務インパクトを考慮し、税効果を最大化するストラクチャーを検討する必要性が高まっています。

トランザクション タックス部では、以下のサービスを提供しております。

- ▶ 税務デューデリジェンス
- ▶ M&A、グループ内再編におけるタックス ストラクチャリング アドバイス
- ▶ トランザクションにおける税務モデリング
- ▶ 関係する契約書類等の税務的観点からのレビュー
- ▶ クロスボーダー取引に関する税務コンサルティング
- ▶ 買収後の再編計画の策定と実施サポート
- ▶ 組織再編において必要となる企業評価
- ▶ 各種ファンド(不動産ファンド、プライベート エクイティ ファンド、ヘッジファンド等)の投資ストラクチャー策定に関する税務アドバイス

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバー・ファームを指します。 EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーンスト・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

© 2009 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。